森林・林業基本計画に関する審議の進め方について(案)

平成 27 年 8 月 **林野庁** 

## 森林・林業基本計画に関する審議の進め方について(案)

## 1 森林・林業基本計画の変更について |

- (1) 森林・林業基本計画の変更は、森林・林業基本法に基づき、政府が、 森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定め るものであり、計画事項は次のとおりである。
  - ① 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
  - ② 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
  - ③ 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - ④ 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 基本計画は、
  - ① 森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、
  - ② 森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、
  - ③ おおむね5年ごとに 変更することとされている。
- (3) また、基本計画の変更に当たっては、林政審議会の意見を聴くことと されており、基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告 するとともに公表することとされている。

## 2 審議の進め方

- (1)現行の基本計画は、平成23年7月26日に策定されたものであり、 平成28年夏頃までに変更することが必要。
- (2) このため、別紙日程(案)により検討。
- (3) 森林法の規定により森林・林業基本計画に即してたてることとされて いる全国森林計画の変更について検討。

日程 (案)

年月	項目			
27年 8月26日	林政審議会 ・森林・林業基本計画に関する審議の進め方について ・森林・林業・木材産業をめぐる情勢について ・現行計画の目標・施策の実施状況と検討の視点について			
9月~12月	林政審議会 ・森林・林業・木材産業をめぐる課題等について (4回程度開催) [現地視察、有識者ヒアリングを含む]			
28年1月~5月	→ 林政審議会 ・基本計画案について (3回程度開催)	<b>全国本共計画の</b>		
6月	→ 林政審議会 ・基本計画の変更について答申 (閣議決定、国会報告)	全国森林計画の変更について		